

道の駅「くるくる なると」
指定管理者 リスク区分及び経費区分

1. リスク区分

以下に、市と指定管理者のリスク分担区分を示します。

【リスク分担表】

区分	種類	内容	リスク分担		
			市	指定管理者	協議
準備段階	応募手続	応募費用の負担に関するもの		○	
	募集要項	要項（関連資料を含む）の誤りによるもの	○		
	事業者選定	指定管理候補者が作成した提案書の不備によるもの		○	
		上記以外のもの			○
施設の 利用 許可 等	施設利用許可等	施設の利用許可及びその取り消し		○	
		施設の目的外使用許可及びその取り消し	○		
	施設利用規定	施設の利用規定に関すること		○	
事 情 変 更	法令の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更			○
		指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更			○
	税制度の変更	指定管理業務に直接影響を及ぼす税制変更			○
		一般的な税制変更		○	
	物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う費用負担に関するもの		○	
		著しい物価変動が発生した場合			○
	金利変動	金利変動に伴う費用負担に関するもの		○	
		著しい金利変動が発生した場合			○
	需要変動	需要見込みと実施結果との差異によるもの （施設利用者の減少に伴う収入減）		○	
	支払遅延	指定管理者の責に帰す事の出来ない理由での、市からの経費の支払い遅延によるもの	○		
指定管理者の責に帰すべき理由での、市からの経費の支払い遅延によるもの			○		

区分	種類	内容	リスク区分			
			市	指定管理者	協議	
事 情 変 更	運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○		
		市側の要因による運営費用の増大	○			
	政治・行政上の理由による事業変更	政治・行政上の理由から、業務の全部又は一部を中止した場合、もしくは業務内容を変更した場合	○			
	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、テロその他本市又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による管理運営の変更・中断等に伴う費用によるもの			○	
維 持 管 理	備品の損傷	市貸与備品に係る不可抗力または経年劣化によるもの	○			
		市貸与備品に係る管理の瑕疵によるもの		○		
		指定管理者が取得した備品		○		
	施設・設備の損傷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1件50万円未満の軽微なもの ・ 自己の責に帰す事由の場合 ・ 管理上、明らかな瑕疵により、インフラ整備（上水・ガス・電気・消火設備等）を損傷した場合 ・ 指定管理者の警備不備によるもの 		○		
			市が行った施設・設備の設計・構造上の瑕疵による損傷	○		
			上記以外の場合			○
運 営	業務内容の変更	市からの指示による業務内容の変更により経費が増加した場合	○			
		指定管理者の責めに帰す事由による業務内容の変更により経費が増加した場合		○		
	債務不履行	市が協定内容を不履行	○			
		指定管理者が協定内容を不履行		○		
	災害応急活動	市及び関係機関の要請に基づき指定管理者が協力業務に要した費用に関するもの	○			
一部委託	指定管理者が市の承認を得て、業務の一部を委託した場合に生じた損害や経費の増加に伴うもの		○			

区分	種類	内容	リスク区分		
			市	指定管理者	協議
運営	第三者賠償 (※1)	指定管理者の帰責事由により第三者へ損害を与えた場合		○	
		上記以外の場合			○
	保険加入 (※注2)	建物災害保険への加入	○		
		施設の管理運営上必要な保険等の加入		○	
	周辺地域利用者 への対応	施設の設置に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、訴訟への対応に関するもの	○		
		施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、訴訟への対応に関するもの		○	
	運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備の事故や火災等による臨時休館等に伴うリスク		○	
		管理上の瑕疵によらない施設・設備の事故や火災等による臨時休館等に伴うリスク			○
		サービス提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となった場合		○	
		指定管理者の提案による事業運営によるもの		○	
	書類の不備	仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○		
		指定管理者が作成した書類の誤りによるもの		○	
	協定締結後、協定を破棄せざるを得ない場合	申請に関して負担した費用及び生じた損害		○	
		管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○	
セキュリティ	警備不備による盗難等		○		
	情報の管理及び保護に関するもの		○		
事業終了	指定の取り消し	指定管理者の帰責事由によるもの		○	
		上記以外のもの			○
	業務終了時の原状復帰	指定期間の終了又は期間途中における指定管理者の帰責事由による指定取り消しの場合の原状復帰及び引継ぎに関する費用		○	

※1 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合、指定管理者が損害賠償責任を負うものとしませんが、これにより発生した損害について、市が第三者に対し賠償を負った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償できるものとなります。

※2 指定管理者は、上記に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲でレジャー・サービス施設費用保険等に加入する等、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じることとします。